

平成21年度 第3回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成22年1月28日(木) 午後2時00分～午後3時05分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 15名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

齋藤 教子、田中 可津子、豊田 英紀、藤木 弘枝、松浦 南

(欠席 秋山、隆幸、平野 和夫)

イ 保険医、保険薬剤師代表委員

白戸 千昭、若山 和宏、秋山 理津子、新井 みどり、上原 瑠美子

(欠席 浅田 博之、佐藤 和典)

ウ 公益代表委員

◎中島 力、しばざき 幹男、○宮原 義彦、有馬 豊、倉田 れいか

(欠席 坂田 美由紀、長南 良子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

(欠席 小池 敏夫)

(2) 事務局 13名

区民生活事業本部長、区民部長、国保年金課長、他職員10名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0人

6 議題

(1) 保険者挨拶

(2) 会議録署名委員の選出

(3) 諮問事項

(4) 報告事項

## 7 配付資料

資料1 練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)

資料2 特別区国民健康保険料の賦課方式の変更について

資料3 特定健康診査・特定保健指導の平成 20 年度実施結果について(確定版)

## 8 会議の概要と発言要旨

### 中島議長

皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中をご出席いただきありがとうございます。ただいまから平成 21 年度第3回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。すでにご案内のとおり、本日は、練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例案についての諮問を受け、当運営協議会として答申をまとめるという運びになりますのでよろしくご協力をお願いいたします。それでは、会議次第にしたがいまして進行させていただきます。はじめに区民生活事業本部長から、保険者の挨拶をお願いいたします。

### 高橋事業本部長

ご紹介いただきました、区民生活事業本部長 高橋 と申します。本日は大変お忙しい中、またお寒い中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、練馬区の国民健康保険事業の運営に、ご理解とご協力を頂戴いたしまして、厚く御礼を申し上げます。ただいま、会長からお話がありましたように、本日、本年度第3回の運営協議会ということでございますが、国民健康保険条例の一部改正につきましても諮問をお願いしていること。報告事項として2件、1つは賦課方式の変更についての報告、それともう1つが、医療に大変大きく関わりを持っています、特定健診のご報告をさせていただきます。諮問事項の条例改正につきましては、来月の8日に開会が予定されております、平成 22 年第一回練馬区議会定例会において、条例の一部改正を提案する予定でございます、内容といたしましては、大変恐縮でございますが、国民健康保険料の改正、値上げをさせていただくという内容が主な内容となっております。本日はよろしくご審議の上、ご答申を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

## 中島議長

つづきまして、事務局から本日の委員の出席状況について、報告いたします。

## 事務局

本日は、秋山隆幸委員、平野委員、浅田委員、佐藤委員、坂田委員、長南委員、小池委員以上7名の委員より欠席との連絡をいただいております。したがって、ただいまの出席者数は15名でございます。練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

## 中島議長

引き続きまして、会議録の署名委員の選出ですが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には、議長および2人以上の委員が署名をするものとなっております。この署名委員2人の選出でございますが、私にご一任いただければと存じますがいかがでしょうか。

——異議なしの声あり——

ありがとうございます。それでは私の方から選任させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出いたしておりますので、この度は、被保険者代表の齋藤委員と保険医・保険薬剤師代表の上原委員のお二人にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。まず、保険者から諮問を受けたいと思います。

## 中田区民部長

——諮問文朗読——

## 中島議長

次に、諮問内容の説明を国保年金課長からお願いいたします。

## 風間国保年金課長

——諮問事項説明——

## 中島議長

長時間ありがとうございました。ただいまの内容につきまして何かご質問がございましたら

ご発言をお願いいたします。

#### 豊田委員

なかなか、難しい内容ですけども、十分に理解していない部分もあるかと思いますがご容赦ください。まず、冒頭の改正の内容のところの文章がございます。これには、平成 22 年 1 月 15 日の特別区長会において改正されたとあります。そしてその内容が2にあるということですよ。すると、この2の内容というのは、特別区全体で同じものであるということなのではないか。

#### 風間国保年金課長

23 区の条例をこの内容で改正するものでございます。

#### 豊田委員

後の方の改定料率の説明が表でありますけれども、改定料率も特別区全体で共通であるということですか。わかりました。そういたしますと、練馬区のこの国保の運営協議会で色々と言っても、特別区全体の問題ということになる訳ですよ。なかなか、意見なり、疑問点というのは、全体の中に吸収されるということで、練馬区で判断できるというものではないということになる訳ですね。わかりました。

あと、先ほどの前期高齢者交付金の精算額 200 億ということですが、100 億は今回の保険料に反映させて、残りの半分は、一般財源を投入するということでしたが、一般財源を投入するのは、これでおしまいということなのではないでしょうか。保険料率に反映されることは、もうないという理解でよろしいのでしょうか。

#### 風間国保年金課長

100 億円を今回、保険料の算定料率にいられたということですが、残りの 100 億円は反映させないということで、料率計算をしておりますので、これ以上料率が高くなるということはありません。

#### 豊田委員

翌年度以降に影響がでることはない、この200億の問題はこれで完結したという理解でよろしいのですか。

## 風間国保年金課長

100 億円に関しては、翌年度の料率に影響がでるということはありません。ただし、23 年度は 21 年度の前期高齢者交付金概算交付分の精算がありますので、その部分をどのように扱うかは、これから状況をみながら、何らかの対応をしなければならない、課題となっているところでございます。

## 豊田委員

最後に一つ、これはたいしたことではないのですが、基本的に保険料率の引き上げということですから、被保険者サイドにたってみれば、改悪というか、ありがたくない話ですよ。それをですね、法律の用語でこのように使わなければならないのか、改正の内容という言葉、改正が気になるのですが、改定ではないのかなと思うのですけれども、そうして見ていきますと、2ページの改正内容一覧の表には、改定前、改定後という言葉が使用されています。なぜこうした使い分けをしているのかということなのではけれども。

## 風間国保年金課長

条例改正の諮問ということですが、条例については常に改正という形、用語を使っております。表の中では、改定前、改定後という言葉を使用しておりますけど、正確には、改正前、改正後と使うべきであったと考えております。

## 有馬委員

表を見ますと、ほとんどの世帯が値上げということになっておりますが、全体としては、大体何割くらいの世帯が負担増になるのかということと、今回このような大幅な値上げになった理由として、前期高齢者交付金の精算額という話がありましたけれども、もう少し単純な形でわかりやすく説明していただけますでしょうか。

## 風間国保年金課長

正確に何割くらいが負担増になるかという数字は持ち合わせておりませんが、2割減額の対象となる世帯がどのくらいかによって影響がでてくると思いますが、9割近くの方が何らかの形で、値上げになると思っております。ただ、収入が 200 万円くらいの層の世帯の方は、

多くいらっしゃいますので、この世帯の方がどのくらいになるか精査しないとわかりませんが、かなりの方が値上がりになると思います。前期高齢者交付金の説明ですが、基本的には、23区の共通保険料方式の場合ですが、保険料として賦課する額というのが保険給付に必要な費用から前期高齢者交付金を引いた額の50%と、特定健診・特定保健指導にかかる費用。国が定めた基準単価から受診者負担相当額を引いた金額の3分の1を合算した額を保険料として賦課することとなっています。前期高齢者交付金の算定というのが、当該年度の概算額から前々年度の精算額を算入して計算します。精算額が必要な場合には引いて、プラスに支払わなければならない場合には、足して計算することとなります。この概算交付の考え方は、後期高齢者支援金や介護納付金でも同様な考え方で行っております。後期高齢者支援金分保険料が減っているのは、精算額がマイナスであったので、返してもらような形になっておりますので、保険料が減っています。前期高齢者交付金も概算で交付されて精算という形を常にとっていくようなことになっております。

#### **有馬委員**

なかなか難しいので、後で個別にも教えていただきたいと思います。23区全体では、報道などを見ますと、5世帯に1世帯が今、国保料を滞納している状況があるとのこと。練馬区の状況はどのようになっているのか、教えてください。

#### **風間国保年金課長**

平成20年度の収納率でいいますと、現年分で84.4%、それと滞納繰越分で25%ということでトータルで71%の収納率ということで、前年度比では、かなり下がってきている状況がございます。滞納している世帯も増えてきている状況です。ただ、国保年金課としましては、滞納している世帯につきましては、積極的に接触を図る、ただ、待っていてもご相談には来ていただけないので、今、訪問催告、電話催告をして接触を図り、世帯の状況を確認させていただきながら、お支払いをお願いしております。お支払いが難しいということであれば、きちんと職員の方で対応させていただき、滞納についてもその世帯の状況を把握してきちっとお支払いいただくように努力してきているところでございます。

## 有馬委員

これまでも、毎年のように保険料の値上げが繰り返されてきています。国保に加入している方々というのは、多くは高齢の方々、自営業者の方であるとか、失業者の方等こうした方々が多いと思いますが、今の不況や、雇用危機が深刻化している状況であると、払いたくても払えないという方が急増するのではないかと思います。今回の値上げによって、またかなりこうした方々が生じるのではないかと思います。先ほど 23 区全体で保険料を決めているとのことでしたが、現在の状況の中で、負担を増やすのは、本当に大変なことであると思いますので、いろいろ減額措置も考慮されてはいるとのことでしたが、やはり 9 割の方が負担増になるということを考えますと、なかなか納得はできないというのが区民の方の感情ではないかと思いますので意見として申し上げておきます。

## 中田区民部長

今回の保険料の値上げの経緯につきまして、私の方からもご説明申し上げます。こういうデフレの時代、物価が下がっている時代に保険料の値上げをお願いしなければならないということは、保険者としての区としても、皆様のご負担が増大するというところでございます。ただ、国保年金課長からご説明申し上げたような経過を踏まえ、また、区長会におきましても、1 月 15 日の決定に至るまで、再三の議論を経た上で、例えば、前期高齢者交付金の精算に関しても、法的には全額保険料に算入するというのが選択肢にもありながら、半額にするという抑制策もとりながら、引き上げの幅をなるべく抑えてきたという経過がございます。また、滞納につきましても、公平な負担をしていただいて、保険制度を維持していくというためには、皆様から能力に応じたご負担をお願いすると、保険制度の根幹でありますので、このことについても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

## 白戸委員

少しわからないので教えて欲しいのですが、賦課料率や賦課割合を 23 区共通で決めるといのはわかるのですが、一般財源というのは、どこの財源なのか。

## 風間国保年金課長

23 区各区におきまして、国保会計に一般財源を繰入れるということになっております。各

区の財源で賄うということです。

#### 白戸委員

その区分は、何の比率で各区わけるのでですか。

#### 風間国保年金課長

基本的にはトータルで半分いれますよという形にしておいて、各区にあてはめて、例えば練馬区であれば、前期高齢者交付金は21億円の精算が必要ですが、保険料率で計算して足りなくなった部分を逆算して、一般財源からお金を入れていくという形になっております。各区それぞれ自分のところで、それぞれ精算額が異なっておりますので、各区の保険料収入や国や都の交付金等を計算して、最後に足りなくなる部分を一般財源として入れさせてもらうという形になっております。

#### 中島議長

それでは、他に質問がないようですので、答申のとりまとめに入りたいと思います。色々ご意見がございましたが、答申については、諮問事項に対し適当かどうか答えるものであり、審議の経過につきましては、会議録に記録されます。したがって、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただきますが、答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。

——異議なしの声あり——

ご異議がないようですので、後ほど答申文を区長に提出いたします。

つづきまして、報告事項の1に入ります。説明をよろしく申し上げます。

#### 風間国保年金課長

——報告事項1説明——

#### 中島議長

報告がありました内容につきまして、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

質問がないようですので、報告事項2の説明をお願いいたします。

#### 風間国保年金課長

——報告事項2説明——

## 中島議長

報告のありました内容につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。

ないようですので、その他にうつります。なにかございますでしょうか。

## 松浦委員

国民健康保険料の収納率の増加と、特定健康診査健診率のアップに特効薬ではありませんが、緩やかに、しかし確実に効果があると思われる提案をひとつしたいと思います。医師会の方に要望したいと思います。練馬区に准看護学校を設立していただきたい。現在、練馬区には准看護学校がありません。健康に関する意識向上には、医療関係者のお話が欠かせないと思います。加えて、高卒ですら厳しい就職状況に輪をかけて、高校中退者の就職は、とても厳しいものがあります。私たち母親同士でも、なんとか高校を卒業してもらいたいと、がんばろうと声をかけあって、子どもや学校や、そういう家庭にあるお子さんを育てているお母さんたちを励ましておりますが、様々な環境のもとで高校の中退を余儀なくされているお子さんがたくさんいらっしゃいます。そういうお子さんたちが、もし、准看護学校に通い、資格を取得して働きだせば、きちんと社会保険料をお支払いし、良質なタックスペイヤーに育ち、地域に貢献できるようになります。また、資格をもった方が、家庭や地域、幼稚園や保育園、学校の保護者会などで、もっと健康に暮らせるために、こうしようとか、例えば、そんなファーストフードで良いの、一食でよいから家族で食べましょうとか、資格のある方が真摯にお話ししていただければ、こころに響くのではないかと思います。うちはこのできないのだけれども、うちもできないけど週に一回はこうしているよとか、週に一回でも良いのか、100を目指さなくても、0よりは10、10よりは20というように、健康のために資格者の方がご提案なさるといことは、とても皆さんが理解できると思います。母親が意識を変えれば、子どもにも影響があり、子どもは先が長いですから、また、子どもが家庭を作っていくのですから、母親の意識を変えるということが、将来の健康、予防医学につながるのではないかと思います。先ほどいいましたが、准看護学校というのは、中学を卒業していれば受験資格があります。ですから、練馬区には、准看護学校がないということですので、とても残念に思います。是非、議員の方々には、この先10年先20年先の将来を見据えて、大きな視野で行動を起

こしてもらいたい。行政の方々にも、縦割りで行政を行っておりますけれども、ここだけでは、超えられないものもあるとは思いますが、大きな視点で、是非動いてもらいますようお願いしたいと思います。この場にいらっしゃる方が、医師会をはじめ、地域のコミュニティのあり方を真摯に検討し向き合っていただける方達であると信頼し、多くの母親と区民を代表してお願い申し上げます。

#### 中島議長

松浦委員、所管が少々ことなりますが、お聞きいたしましたので、よろしく願いいたします。それでは、他にございませんでしょうか。他にないようですので、報告事項を終わらせていただきます。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。本日は、皆様のご協力によりまして、答申をまとめることができました。本当にありがとうございました。これをもちまして、本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。